

第3次 地産地消型循環資源加速化事業

リサイクル設備費の1/2の補助金制度!!

再資源化が困難な資源性廃棄物を製造業・小売業等と廃棄物・リサイクル業との連携で再資源化して地域で利用するために必要な設備

対象事業の要件	再資源化が困難である資源性廃棄物（家庭・産業からの複合素材（金属・木材・プラ等）、焼却灰や建設系の木質廃棄物、SAF原料等）であって主に焼却・埋立てされている廃棄物について、製造業・小売業等と廃棄物・リサイクル業との連携で再資源化し、一定以上を当該地域に再生材として供給する事業。 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に沿った事業であること。
補助対象範囲	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で財団が承認した経費
補助率	設備導入に必要な経費の 1/2（中小企業）、1/3（中小企業以外）
補助上限額	予算内であれば個別の案件に対し上限なし
公募期間	令和7年7月25日（金）～同年8月29日（水）17時必着

詳細は公益財団法人 産業廃棄物処理業振興財団のHPをご参照ください。

▶ [令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金](#)



【対象設備例】



異物除去装置
レーザーフィルター



破碎洗浄機



再生機
(ペレタイザー)

補助対象者	民間企業 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人 その他環境大臣の承認を得て財団が適当と認める者
概要	地域資源を活用した再生材の地域への供給のための実証・設備導入支援を行い、再資源化が困難である資源性廃棄物であって主に焼却・埋立てされている廃棄物について、製造業・小売業等と廃棄物・リサイクル業との連携で再資源化し、一定以上を当該地域に再生材として供給する事業
補助要件	1) 再資源化が困難である資源性廃棄物（家庭・産業からの複合素材（金属・木材・プラ等）、焼却灰や建設系の木質廃棄物、SAF原料等）であって主に焼却・埋立てされている廃棄物について、製造業・小売業等と廃棄物・リサイクル業との連携で再資源化し、一定以上を当該地域に再生材として供給する事業。 2) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に沿った事業であること
補助率	設備導入に必要な経費の 1/2（中小企業）、1/3（中小企業以外）
補助対象経費	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で財団が承認した経費 <補助対象外経費の代表例> 既存施設の撤去・移設・廃棄費、予備品、官公庁等への申請・届出に係る経費、本補助金への応募・申請等に係る経費 基礎工事（土木建築工事に係る杭基礎等）や上屋等の土木建築に係る費用は、原則として、補助対象となる設備の範囲に含みません。
スケジュール	申請受付：令和7年7月25日（金） 応募締切：同年8月29日（水）17時必着 ※実施期間は単年度とし、原則として交付決定日以降から令和8年2月末までに完了すること



お気軽にお問合せください
 06-6292-7313
 06-6292-7314

【本社】〒531-0071 大阪府大阪市北区中津1-18-18 若杉ビル9F

【東京営業所】〒169-0075 東京都新宿区高田馬場3-2-14
天翔高田馬場ビル4F TEL: 03-3528-6913

【静岡営業所】〒425-0028 静岡県焼津市駅北1丁目8-7 TEL: 054-637-9361

【広島営業所】〒730-0045 広島県広島市中区鶴見町3-21 NCビル3F TEL: 082-573-0393

【福岡営業所】〒812-0038 福岡県福岡市博多区祇園町6-26
ニューガイアオフィス博多8F TEL: 092-231-0417

【E-mail】 info@ataris.co.jp 【HP】 <https://ataris.co.jp/>

アタリス リサイクル

